

令和8年度  
産業廃棄物処理業新入社員向けスタートアップ研修会

# 適正処理の基礎知識（入門編）

---

# 目次

- 1 廃棄物ってなんだろう？
- 2 廃棄物の分類
- 3 廃棄物の処理
- 4 廃棄物処理と排出責任徹底に向けた動き
- 5 おわりに

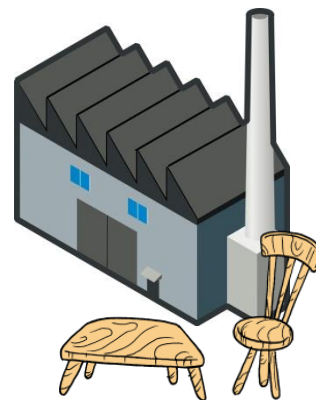


1 廃棄物ってなんだろう？



# 1 廃棄物ってなんだろう？

## どんな廃棄物が出る？





# 1 廃棄物ってなんだろう？

廃棄物かどうかの判断は、意外と難しい！

## 廃棄物処理法

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

正しく判断することが非常に大切



# 1 廃棄物ってなんだろう？

## そもそも法律とは？

### ● 法令

法律

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）  
国会が制定

政令

（施行令）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令  
内閣が制定  
法律の実施に必要な細則や法律が委任する事を定める

省令

（施行規則）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則  
各大臣が制定  
法律もしくは政令の実施に必要な細則や法律もしくは政令が委任する事項を定める

通知やガイドライン

法律の解釈や運用上の留意点を説明するもの  
<https://www.env.go.jp/hourei/add/>

### ● 条例・規則

条例・規則

各都道府県や区市町村条例  
各自治体が制定

東京都廃棄物条例  
東京都廃棄物規則



## 廃棄物処理法とは

正式名称：廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
(略称：廃棄物処理法、廃掃法)

制 定：昭和45年（1970年）

内 容：廃棄物の定義、分類、処理等に関する決まり

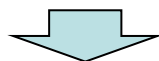
目 的：廃棄物の排出を抑制し、適正に処理して、  
生活環境を保全し、公衆衛生を向上させる



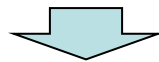
# 1 廃棄物ってなんだろう？

## 制定までの経過

□明治期の伝染病の流行 汚物掃除法（明治33年）  
日本最初の廃棄物に関する法律



□戦後の廃棄物の増大 清掃法（昭和29年）



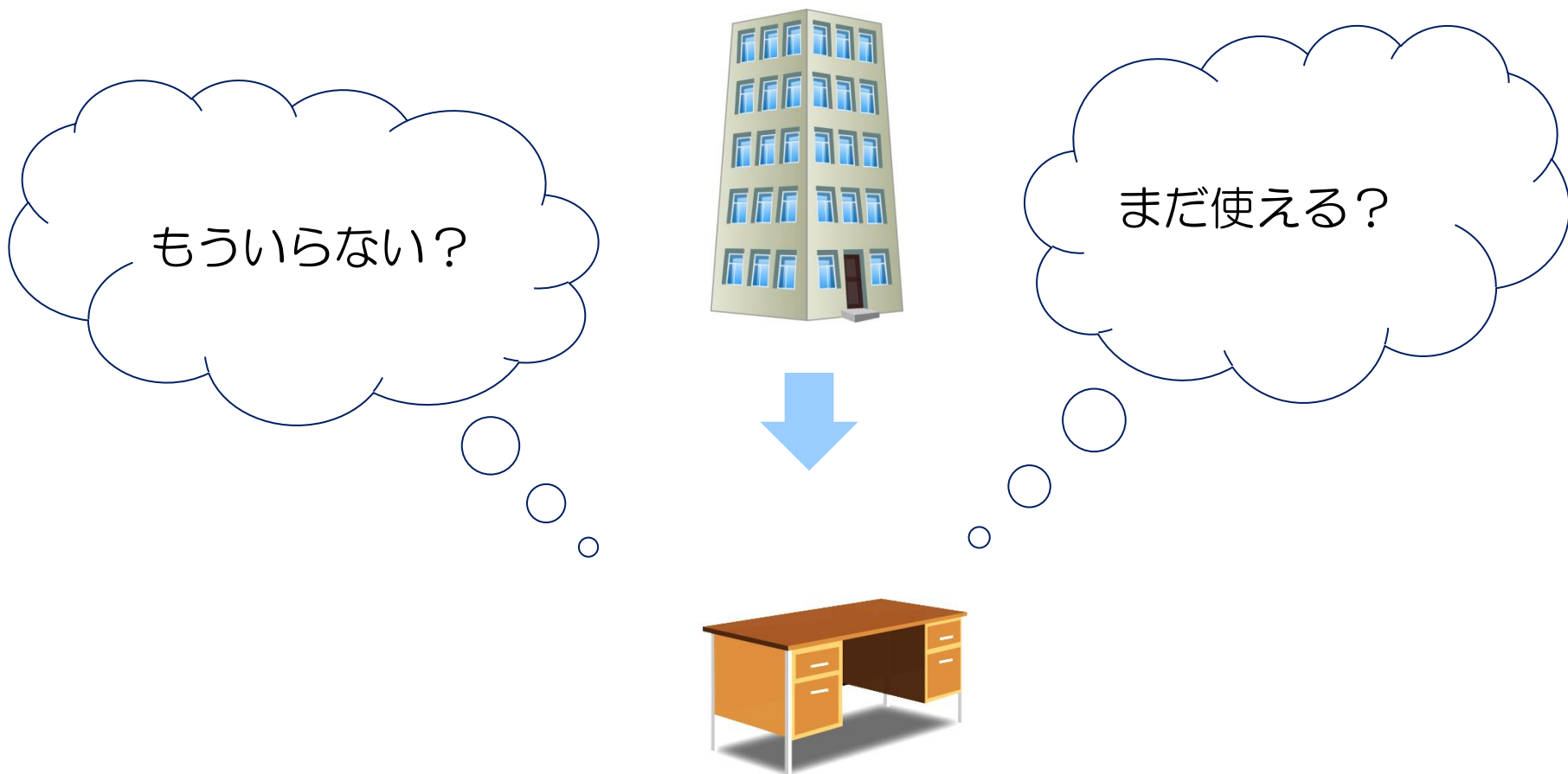
□高度経済成長期の**ごみ問題、公害の発生**  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）  
（昭和45年）

目的：廃棄物の排出を抑制し、適正に処理して、  
生活環境を保全し、公衆衛生を向上させる



# 1 廃棄物ってなんだろう？

## 「廃棄物」の判断はどうすればよい？





# 1 廃棄物ってなんだろう？

## 廃棄物とは？

### 廃棄物処理法 第2条（定義）

この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は**不要物**であって、**固形状** **または液状**のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

注）3/11の原発事故由来の放射性汚染物は、当分の間、特別措置法により  
廃棄物処理法（特定一廃、特定産廃）の対象

不要物か否かの判断が必要



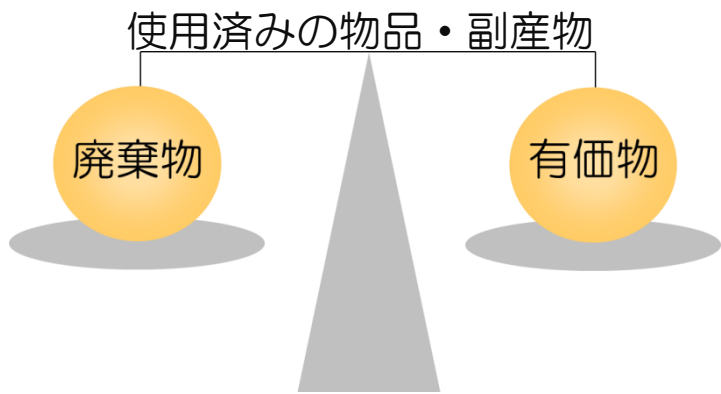
# 1 廃棄物ってなんだろう？

## 廃棄物か？有価物か？

1971年10月25日通知

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないため**不要となったもの**をいい、これに該当するか否かは、占有者の意思、その性状等を総合的に勘案すべきものであるであって、排出された時点で客観的に廃棄物として観念できるものではない。

環境省（昭和46年10月25日）「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について」



### 総合的に勘案して判断

#### 5つのポイント

- 物の性状
- 排出の状況
- 通常の見取り形態
- 取引価値の有無
- 占有者の意思



# 1 廃棄物ってなんだろう？

## おから事件①（平成11年3月10日最高裁第二小法廷決定）

- 処分業の許可を持たない業者が、豆腐製造業者から料金を受け取っておからを回収し、それを加工して肥料・飼料として販売していた。
- 実際には大量に放置して腐敗させ、近隣から苦情、裁判に発展した。

### 裁判の争点



許可なく廃棄物を処理していたのでは？

### 《許可とは？》

廃棄物処理法上、他人の廃棄物の処理を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する政令市長又は都道府県知事等の許可を受けなければならないこととされている（廃棄物処理法第7条第1項・第6項及び第14条第1項・第6項）。



# 1 廃棄物ってなんだろう？

## おから事件② (平成11年3月10日最高裁第二小法廷決定)

おからが処分すべき不要物である「廃棄物」であった場合  
処分業の許可を持っていない無許可営業となり有罪だが…

### 被告人の主張



「おから」は、社会的に有用な資源で  
「**不要物**」ではない！ 許可はいらない！

おからは不要物？不要物ではない？

⇒**総合的に勘案して判断【総合判断説】**

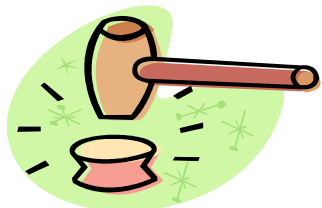


## おから事件③ (平成11年3月10日最高裁第二小法廷決定)

おからは不要物？不要物ではない？

### 総合的に勘案して判断【総合判断説】

- 物の性状(利用可能な品質等) . . . 腐敗しやすい性質
- 排出の状況(計画的な排出等) . . . 豆腐製造業者により計画的に排出
- 取扱い形態(製品の市場等) . . . 売買されるのはごくわずか
- 取引価値の有無(有償譲渡等) . . . 処理料金を徴収していた
- 占有者の意思(適切な利用等) . . . おからを製造原料にしていた



おからは不要物（廃棄物）に該当

⇒産廃処理業の許可なく処理していたことに

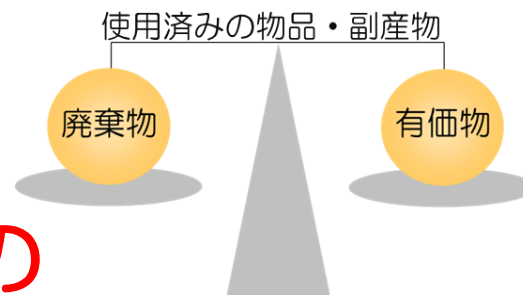
⇒法律違反により有罪



# 1 廃棄物ってなんだろう？

## ポイント！

- 廃棄物かどうかの判断は、**廃棄物処理法**に則って行う
- 5つの観点から**総合的**に判断する  
(総合判断説)
- 廃棄物 = **有価物にあたらぬもの**



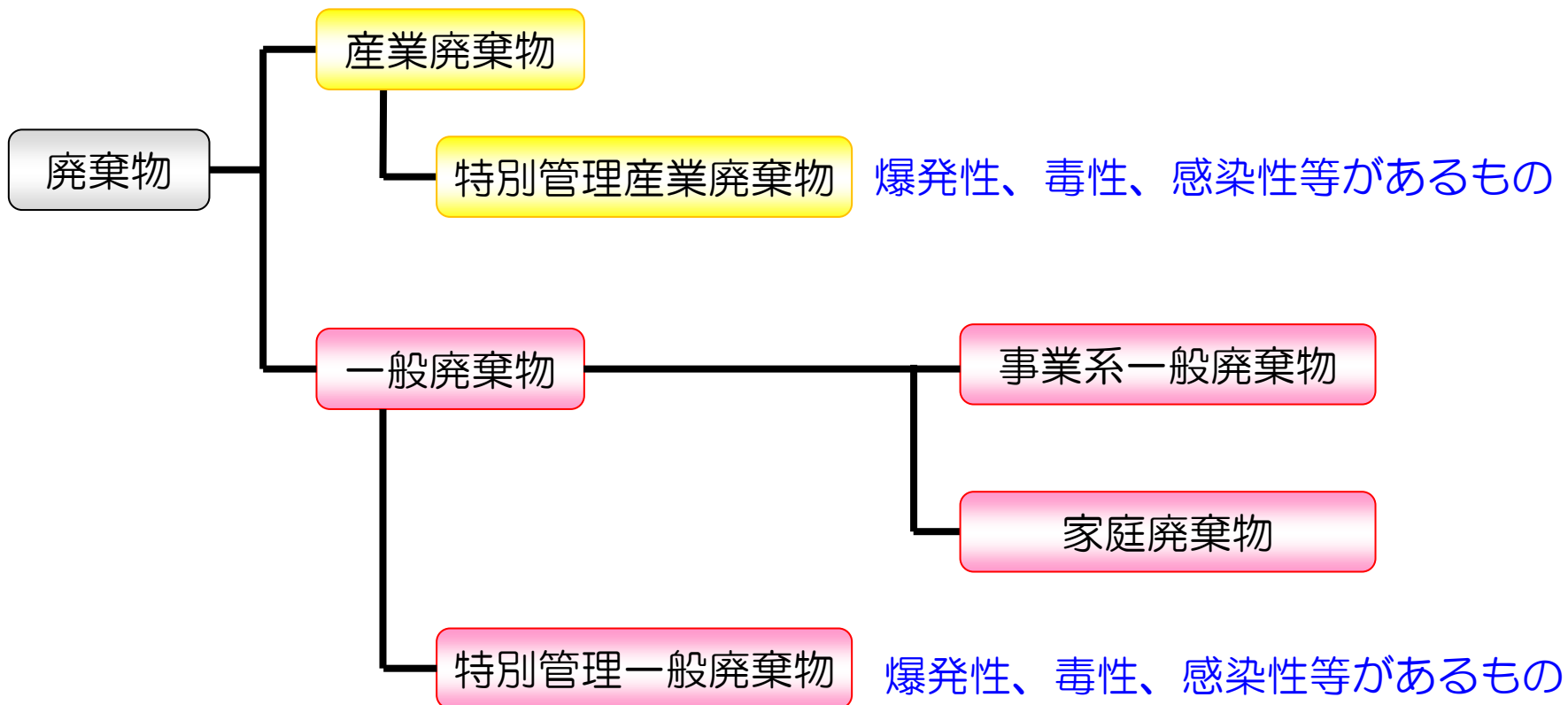
\* 迷ったら都道府県に問い合わせを \*



## 2 廃棄物の分類

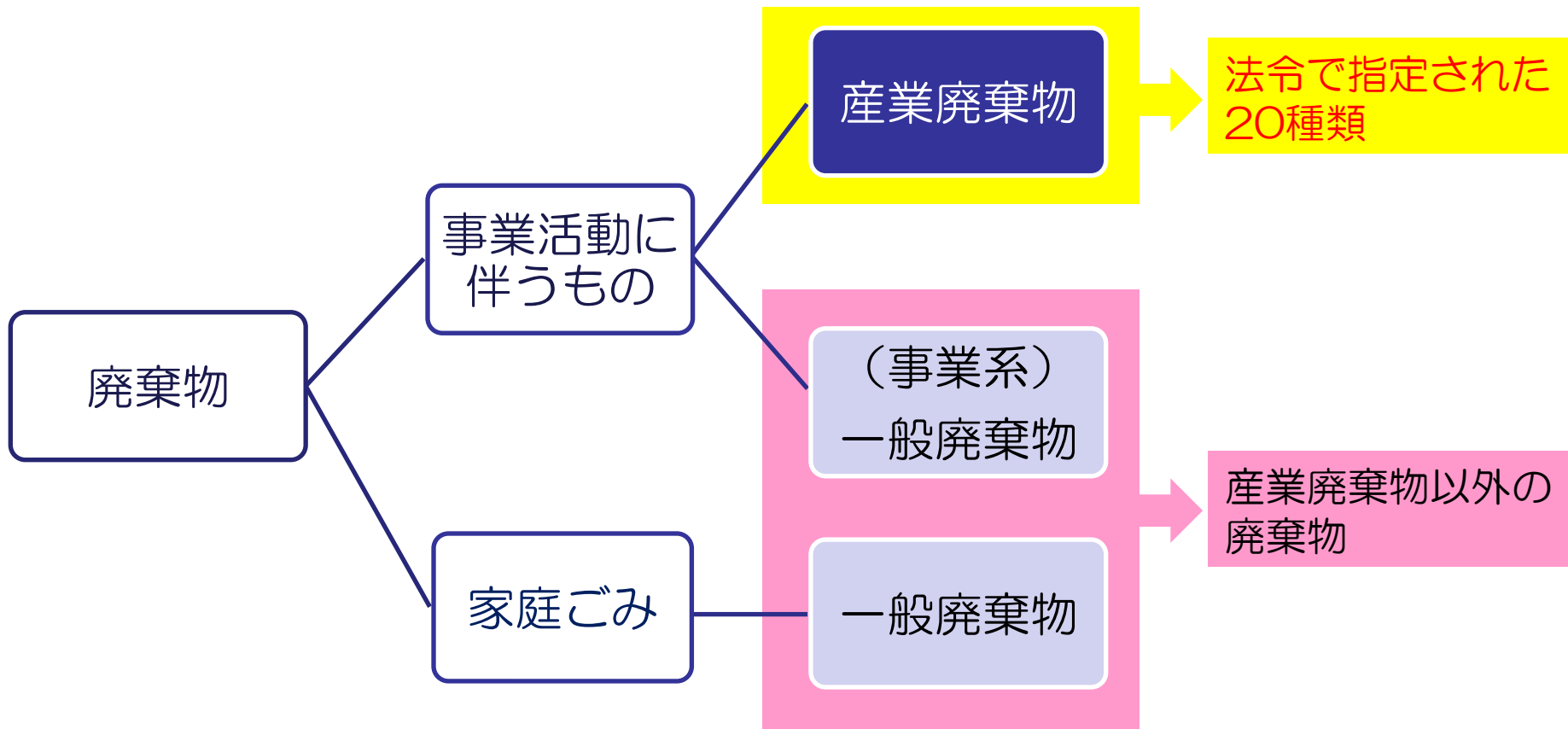


# 廃棄物の分類





## 産業廃棄物と一般廃棄物



$$\text{廃棄物} - (\text{産業廃棄物}) = (\text{一般廃棄物})$$



# 産業廃棄物とは

事業活動により排出された廃棄物のうち、  
法令で指定された **20**種

- あらゆる事業活動に伴うもの  
(法律・政令で明示する **13**種類)
- 排出する業種等が限定されるもの  
(政令で明示する **7**種類)

※産業廃棄物に規定されている以上は、  
企業の規模や排出量に関わりなく、産業廃棄物となる。



# 産業廃棄物の種類と具体例（1）

● **あらゆる事業活動**が対象である産業廃棄物（**法律**で定められたもの）

種類	具体的な例
(1) 燃え殻	焼却炉の残灰などの各種焼却かす、活性炭
(2) 汚泥	排水処理の汚泥、建設汚泥などの各種泥状物
(3) 廃油	グリス（潤滑油）、大豆油など、 鉱物性動植物性を問わずすべての廃油
(4) 廃酸	廃写真定着液など、有機性無機性問わず、すべての酸性廃液
(5) 廃アルカリ	廃写真現像液、廃金属石けん液など、有機性無機性を問わず、 すべてのアルカリ性廃液
(6) 廃プラスチック類	発泡スチロールくず、合成繊維くずなど、固形状液状を問わず、 すべての合成高分子系化合物（合成ゴムを含む）



# 産業廃棄物の種類と具体例（2）

● **あらゆる事業活動**が対象である産業廃棄物（**政令**で定められた廃棄物）

種類	具体的な例
(7) ゴムくず	天然ゴムくず（注：合成ゴムは廃プラスチック類）
(8) 金属くず	鉄くず、アルミくずなど、不要となった金属、金属の研磨くず、切削くずなど
(9) ガラスくず・ コンクリートくず・ 陶磁器くず	板ガラス、耐火レンズくず、タイル、石膏ボードなど コンクリート製品製造工程からのコンクリートくず
(10) 鉱さい	鋳物砂、サンドブラストの廃砂、不良石炭、各種溶鉱炉かすなど
(11) がれき類	工作物の新築、改築、除去などに伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片など
(12) ばいじん	大気汚染防止法のばい煙発生施設、または産業廃棄物焼却施設の集じん施設によって集められたばいじん
(20)	(1)～(19)の産業廃棄物を処分するために処理したもので、 (1)～(19)に該当しないもの 例) コンクリート固型化物、灰の溶融固化物



# 産業廃棄物の種類と具体例（3）

### ●排出する業種等が限定される産業廃棄物（政令で定められた廃棄物）

種類	具体的な例
(13) 紙くず	以下の業種から発生する紙くず →建設業（工作物の新築、改築、除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業（注：これら以外の業種から発生する、コピー用紙などは、事業系一般廃棄物）
(14) 木くず	①以下の業種から発生する木くず、おがくず、バーク類など →建設業（工作物の新築、改築、除去により生じたもの）、木材又は木製品製造業（家具製品製造業）、パルプ製造業、輸入木材卸業、物品賃貸業（注：これ以外の業種から発生した②以外のものは、事業系一般廃棄物）  ②貨物の流通のために使用したパレット（あらゆる業種が対象） （パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む）
(15) 繊維くず	以下の業種から発生する天然繊維くず →建設業（工作物の新築、改築、除去により生じたもの）、衣類その他繊維製品製造業以外の繊維工業 （注：これら以外の業種から発生する、天然繊維製の衣類などは、事業系一般廃棄物）
(16) 動物系固形不要物	と畜場で解体等した獣畜や、食鳥処理場で処理した食鳥に係る固形状の不要物
(17) 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用した動物や植物に係る固形状の不要物（魚や獣のあら醸造かす、発酵かすなど）
(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどのふん尿
(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどの死体



# ポイント！

- 事業活動から出る廃棄物は、  
**産業廃棄物**と**一般廃棄物**に分けられる
- 産業廃棄物は、法令で指定された**20種類**



# 3 廃棄物の処理



## 廃棄物処理とは

### 廃棄物処理法 第1条（目的）

この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な**分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理**をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

分別

保管

収集

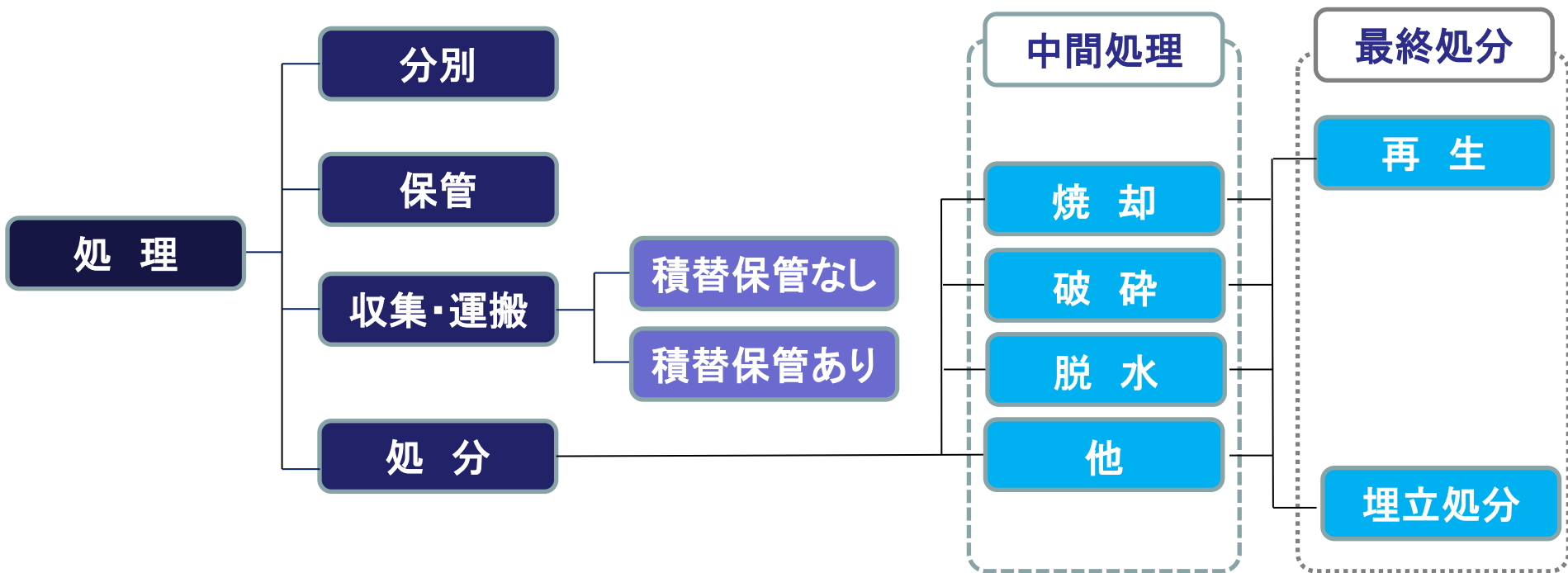
運搬

再生

処分



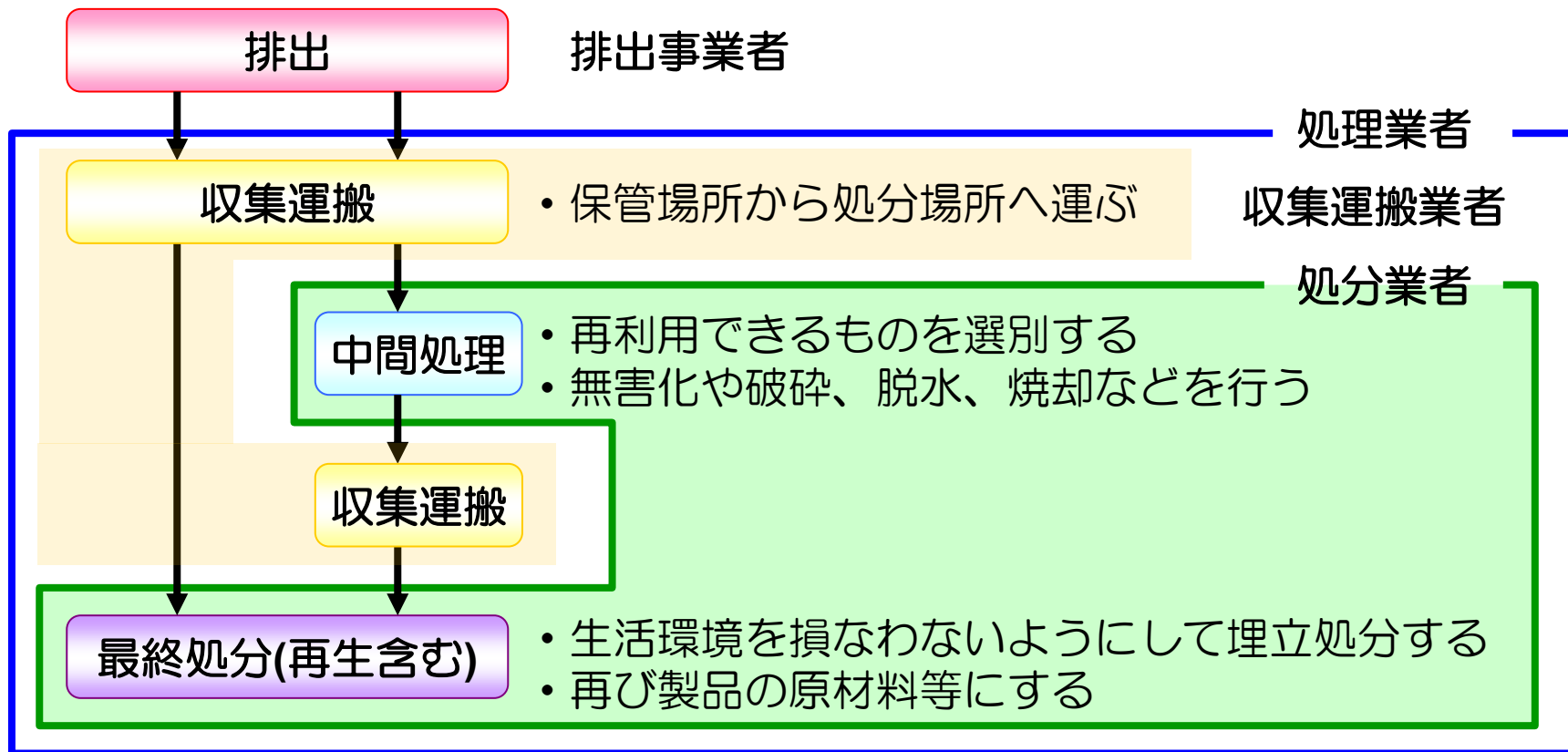
## 処理の区分



処理業者＝収集運搬業、処分業



## 廃棄物処理のフロー





## 排出事業者の責務

### 廃棄物処理法 第3条（事業者の責務）

事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を**自らの責任において適正に処理**しなければならない。



- ① 自ら処理を行う。
- ② 他人（＝許可業者）に処理を委託する。

料金を払い許可業者に委託しても・・・  
**責任は排出事業者にある**



## 廃棄物処理の大前提

- 自分が排出した廃棄物は、**自ら処理**することが原則
- 他人の廃棄物を処理することは**禁止**
- ただし、**業の許可**を取得すれば他人の廃棄物を処理することができる。



## 誰が許可を出すの？

- 行政に許可権限
  - 産業廃棄物処理業→都道府県・政令市
  - 一般廃棄物処理業→区市町村
- 産業廃棄物処理業と一般廃棄物処理業は、業としても区分が分かれている！

産業廃棄物処理業の許可で一般廃棄物を  
取り扱うことは違法！（逆も同じ）



# 3 廃棄物の処理

# 参考：産業廃棄物処理業の許可証

様式第七号（第十条の二関係） 令和2年 8月30日 2環産産第9999号  
許可番号 第13-00-999999号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
氏名 株式会社 東京産廃収運  
代表取締役 環境 太郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事 **小池百合子**

許可の年月日 令和2年 8月30日  
許可の有効年月日 令和7年 8月29日

1 事業の範囲  
(1) 業の区分  
収集・運搬(積替え保管を除く)  
(2) 産業廃棄物の種類  
汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、  
ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類  
(石綿含有産業廃棄物を含む) (以上8種類)

2 積替え保管施設  
\*\*\*\*\*

3 許可の条件  
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況  
令和2年 8月 30日 新規許可

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

様式第九号（第十条の六関係） 令和 3年 4月 1日 3環産産第9999号  
許可番号 第13-20-999999号

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都新宿区西新宿五丁目8番1号  
氏名 株式会社東京太郎  
代表取締役 東京 太郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事 **小池百合子**

許可の年月日 令和 3年 1月 2日  
許可の有効年月日 令和 8年 1月 1日

1 事業の範囲  
(1) 業の区分： 処分(中間処理)  
(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類  
破砕： 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず  
(以上3種類)

2 事業の用に供する施設  
施設所在地：東京都新宿区西新宿五丁目8番1号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
破 砕	廃プラスチック類	3.14 (t/日)	3.58(t/日)	平成2年 7月1日	—	—
	金属くず	1.59 (t/日)				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	2.65 (t/日)				

3 許可の条件  
(1) 作業時間は、原則として9時から17時までとすること。  
(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令の規定を遵守すること。  
(3) 中間処理は、本都の承認を得た方法により行うこと。

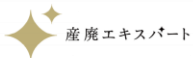
4 許可の更新・変更の状況  
平成 3年 1月 2日 新規許可  
令和 3年 1月 2日 更新許可 第 6回

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

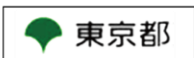
(以下余白)

産廃エキスパート 都認定番号: 1-20-C9999SD

東京都



認定番号：\*-\*-\*-\*\*\*\*\*



(イメージ図)



# 3 廃棄物の処理

## 1 事業の範囲

### (1) 業の区分

収集・運搬(積替え保管を除く)

### (2) 産業廃棄物の種類

汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、  
ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類

(石綿含有産業廃棄物を含む)(水銀使用製品産業廃棄物を含む)

(以上 8 種類)

## 2 積替え保管施設

\*\*\*\*\*

## 3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

## 4 許可の更新・変更の状況

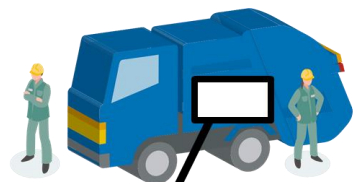
平成26年 8月 30日 新規許可

(イメージ図)



# ポイント！

- 廃棄物の**処理**とは、**分別、保管、収集、運搬、再生、処分等**を行う行為のこと
- 廃棄物の処理を業として行う場合は、**行政の許可が必要！**
- 廃棄物の種類（産業廃棄物・一般廃棄物）や、処理の区分（収集運搬・処分）により許可が分かれている。  
⇒**許可の範囲内で事業を行う！**



産業廃棄物収集運搬車

(公財) 東京都環境公社  
許可番号 第123456号





# 4 廃棄物処理と排出責任の徹底 に向けた動き



## 廃棄物政策の変遷

年代	内容	法律の制定
戦後 ～1950年代	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境衛生対策としての廃棄物処理</li> <li>衛生的で快適な生活環境の保持</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■清掃法（1954）</li> </ul>
1960年代 ～1970年代	<ul style="list-style-type: none"> <li>高度成長に伴う産業廃棄物の増大と「公害」の顕在化</li> <li>環境保全対策としての廃棄物処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■廃棄物処理法（1970）</li> <li>□廃棄物処理法改正（1976）</li> </ul>
1980年代	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物処理施設整備の推進</li> <li>廃棄物処理に伴う環境保全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□広域臨海環境整備センター法</li> <li>□浄化槽法（1983）</li> </ul>
1990年代	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物の排出抑制、再生利用</li> <li>各種リサイクル法制度の構築</li> <li>有害物質対策廃棄物の種類・性状の多様化に応じた適正処理の仕組みの導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□廃棄物処理法改正（1991）</li> <li>□産業廃棄物処理特定施設整備法</li> <li>■環境基本法（1993）</li> <li>□容器包装リサイクル法（1995）</li> <li>□廃棄物処理法改正（1995）</li> <li>□家電リサイクル法（1998）</li> <li>□ダイオキシン類対策特別措置法</li> </ul>
2000年～	<ul style="list-style-type: none"> <li>循環型社会形成を目指した3R推進</li> <li>廃棄物処理に伴う環境保全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■循環型社会形成推進基本法（2000）</li> <li>□建設食品リサイクル法（2000）</li> <li>□廃棄物処理法改正（2000）</li> <li>□PCB特別措置法（2001）</li> <li>□自動車リサイクル法（2002）</li> <li>□産業廃棄物支障除去特別措置法</li> <li>■廃棄物処理法改正（2003～2018）</li> </ul>

衛生面の向上

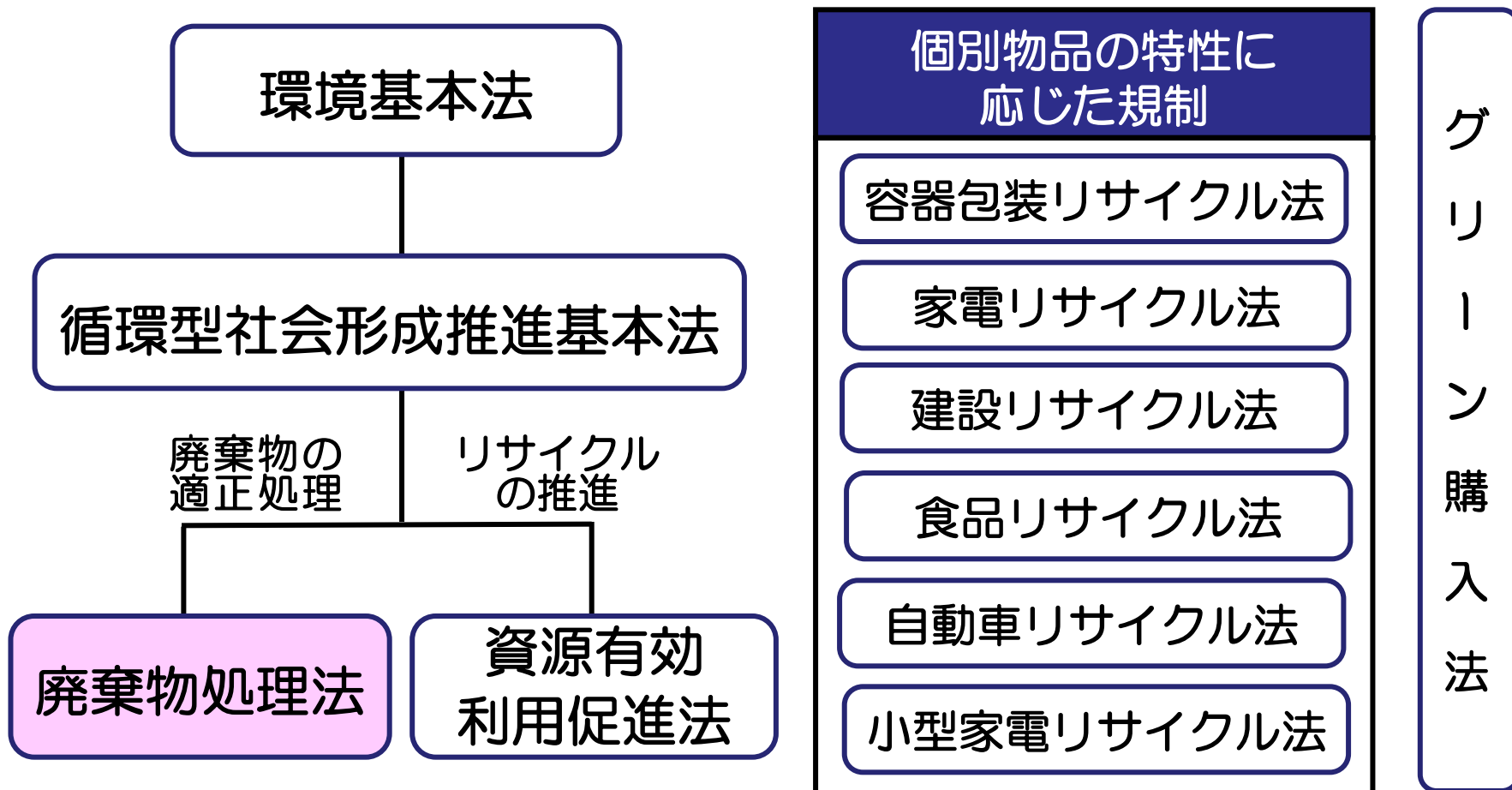
公害・環境

資源リサイクル・循環型社会

出典：環境省「日本の廃棄物処理の歴史と現状」より作成



## 循環型社会形成のための法体系





## 循環型社会形成推進基本法

- 循環資源の循環的な利用及び処理の基本原則  
5段階の優先順位



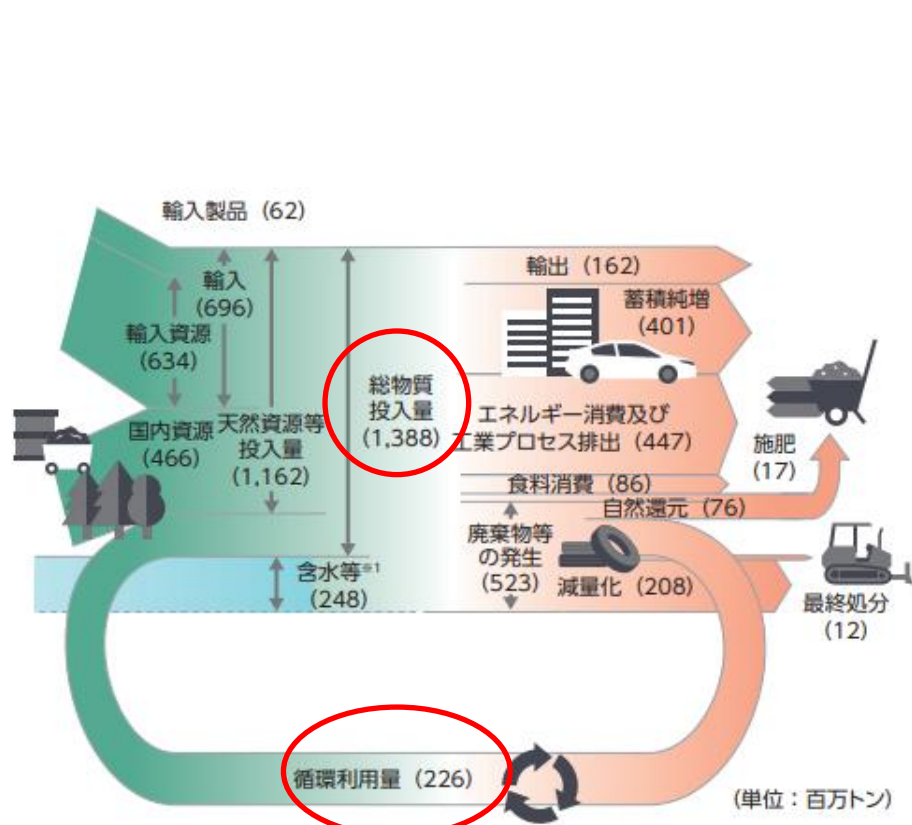
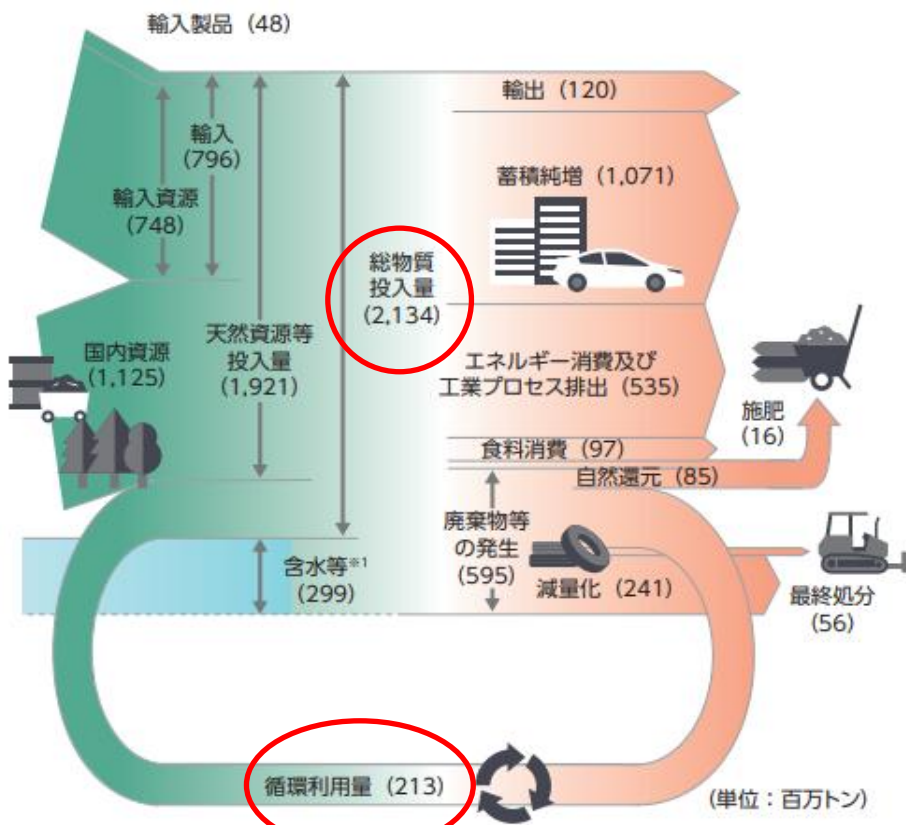


# 4 廃棄物処理と排出責任徹底に向けた動き

## 我が国における物質フロー

2000 年度(参考)

2022 年度



注：含水等：廃棄物等の含水等（汚泥、家畜ふん尿、し尿、廃酸、廃アルカリ）及び経済活動に伴う土砂等の随伴投入（鉱業、建設業、上水道業の汚泥及び鉱業の鉱さい）。  
資料：環境省

出典：環境省「令和7年度版 環境・循環型社会・生物多様性白書」



# ポイント！

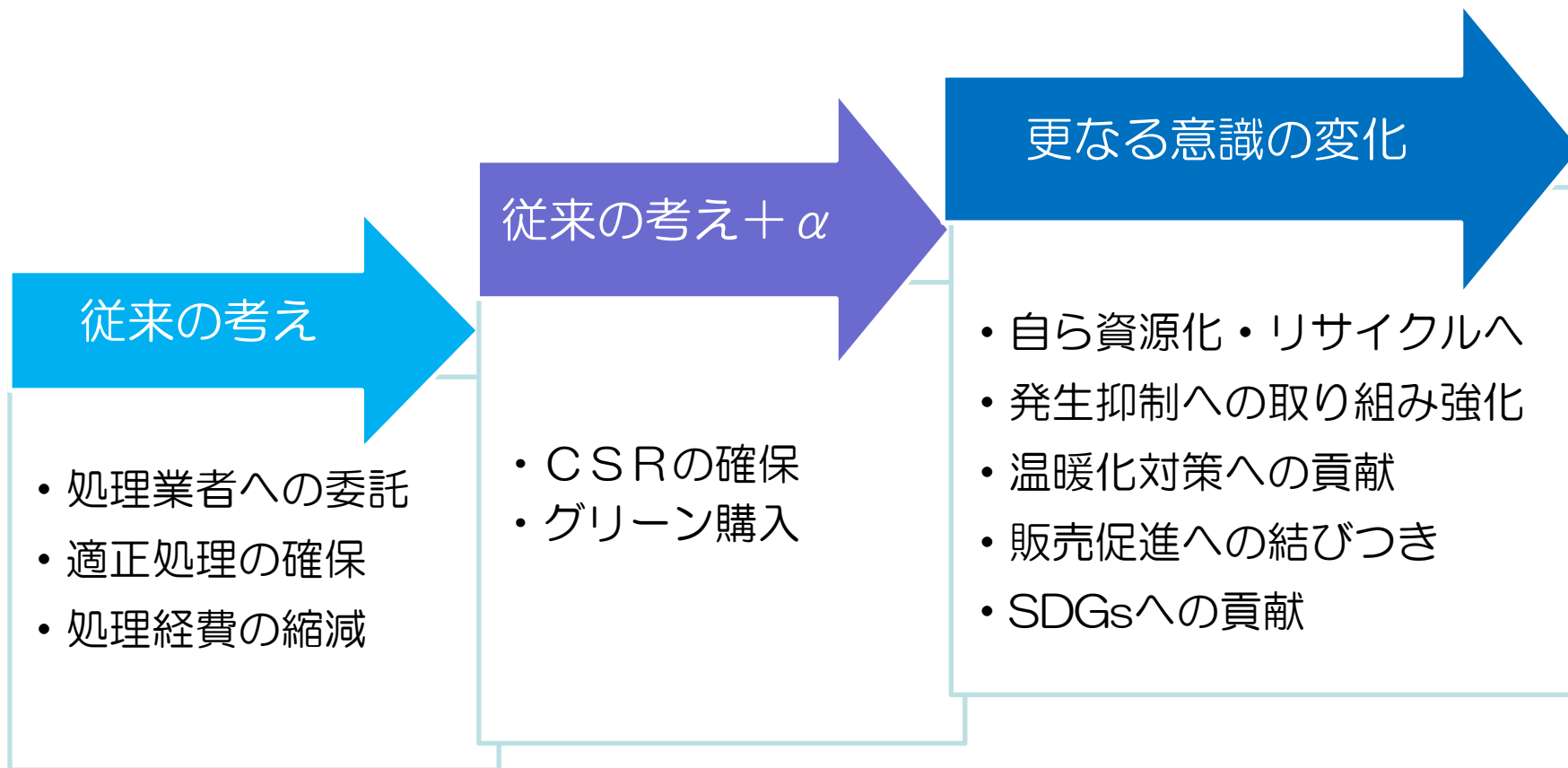
- 廃棄物処理法の目的  
廃棄物の排出を抑制し、適正に処理して、生活環境を保全し、公衆衛生を向上させる
- 循環型社会への対応や処理業者や排出事業者責任の徹底等を目的に法改正が行われている
- 循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則  
「発生抑制→再使用→再利用→熱回収→適正処分」



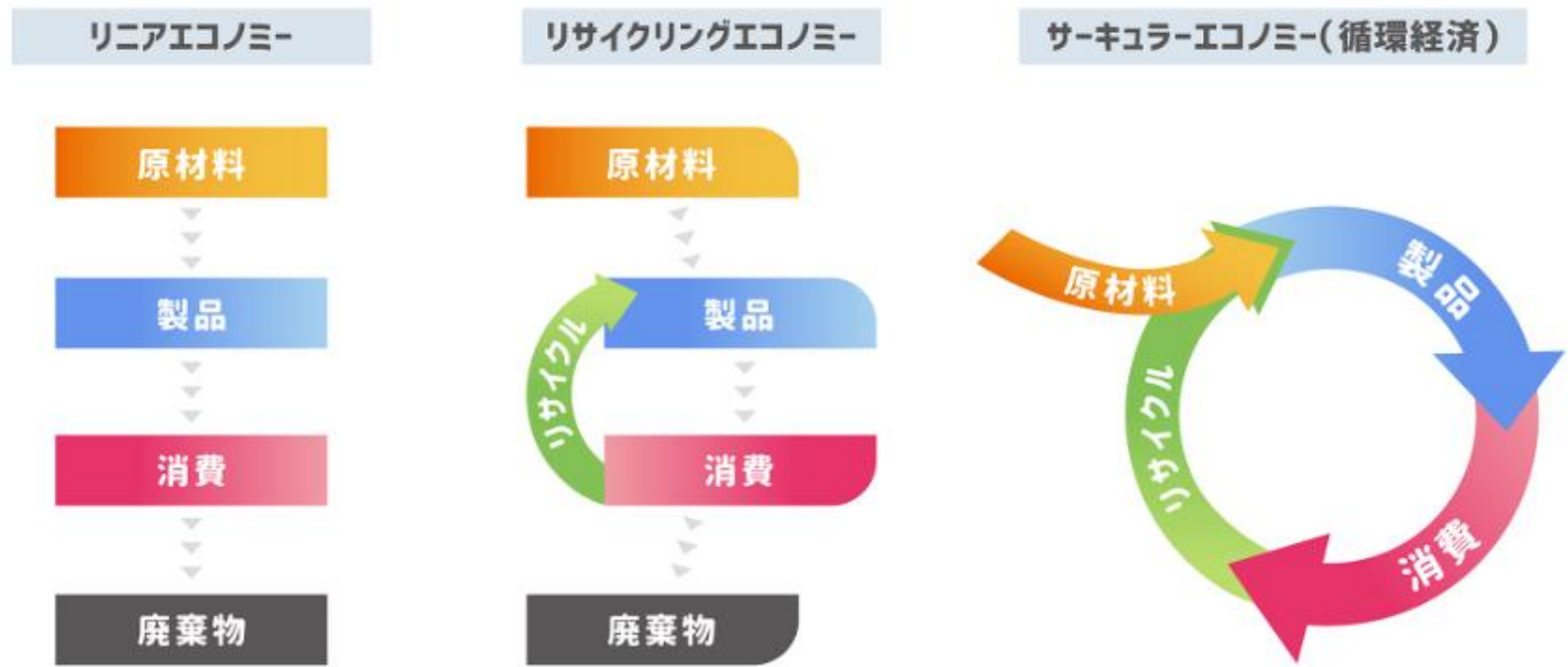
# 5 おわりに



## 廃棄物処理から資源循環へ



# サーキュラーエコノミーについて



※ 環境省「令和3年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」、オランダ政府資料「A Circular Economy in the Netherlands by 2050」(2016)より [公財]東京都環境公社作成



# 東京サーキュラーエコノミー推進センター



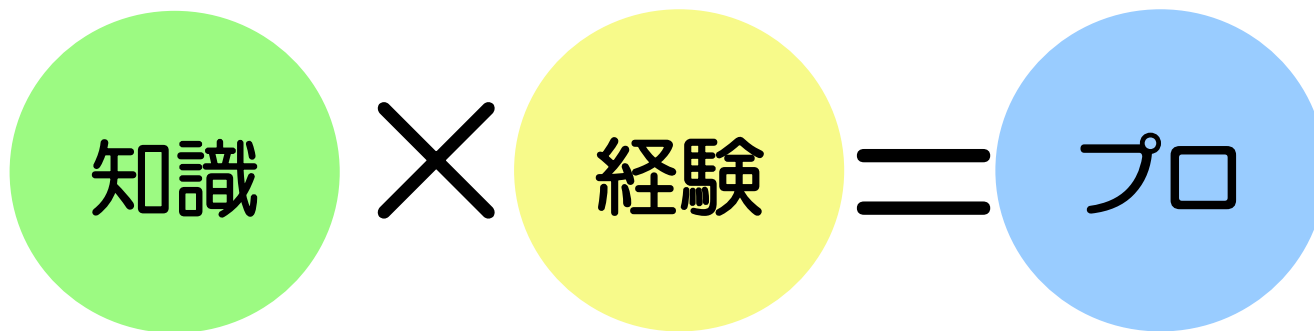
東京サーキュラーエコノミーアクション

検索





知識や経験をどんどん増やしていこう！



- 法令・条例を学び、正しく理解する  
⇒各種講習会、社内・社外研修、書籍 etc...
- 業務・仕事の理解を深める  
⇒社内研修、先輩・上司に聞く etc...
- 世の中の流れ、最新の情報をキャッチする  
⇒新聞、ニュース、セミナー etc...



# 東京都環境公社の講習会

## ○産業廃棄物処理業者向け講習会

- 適正処理の基礎知識
- 実務に直結する法令知識
- マニフェストや委託契約の解説



(参考) 令和7年度産業廃棄物処理業者向け講習会の開催の様子



**積極的に正しい知識を学ぶ＝プロへの第一歩！**



# 産業廃棄物処理業の重要性

産業廃棄物処理業は・・・

- 3R、資源有効活用などの循環型社会への貢献
- 資源保護、地球環境保全への寄与  
⇒社会からの期待と使命

東京都は・・・ 循環型社会の形成を推進

その第1の担い手が皆さん！！



# 令和8年度産業廃棄物処理業 新入社員向けスタートアップ研修会



ご清聴ありがとうございました